

令和6年度前学期授業料免除申請・手続確認フロー（R6.2.6時点）

★本フローの使用方法★

①R6年度時点の学種を「A.日本人学部生」「B.日本人大学院生」「C.私費外国人留学生」のいずれかから一つ選んでください。

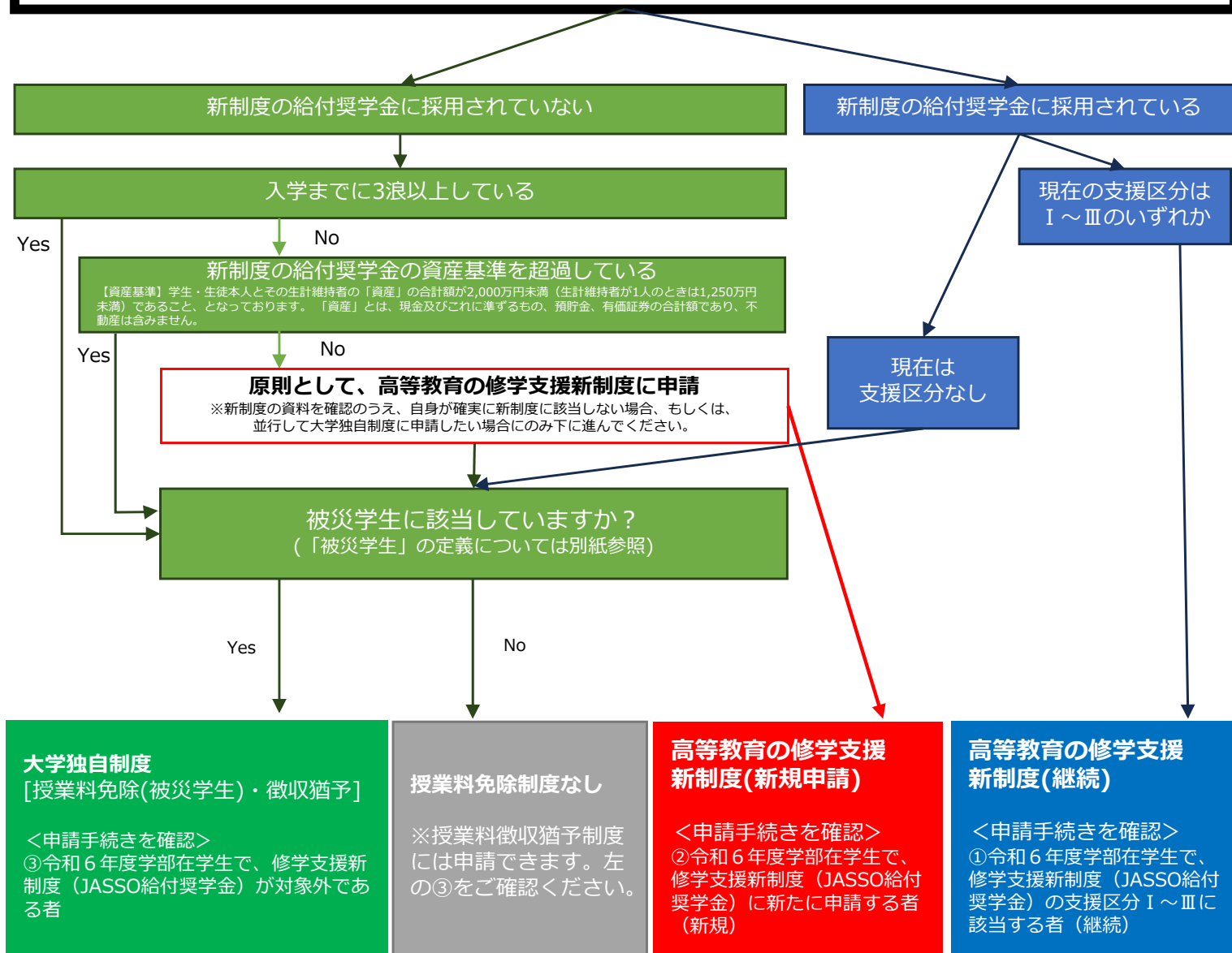
②選んだ学種のフローチャートを進み、たどり着いた①～⑥の申請手続きについて大学ホームページより確認してください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/shinsei_exemption/index.htm

★本フローの対象外となる方★

令和6年4月入学者は本申請の対象者ではありません。入学手続時の案内に沿って学費免除の手続を行ってください。

A.令和6年度時点で、日本人学部生である



※このフロー図は、あくまで制度の概要を示すものであり、このフロー通りの制度に必ず該当しているとは限りません。必ず各制度の資料や授業料免除のしおりをご確認のうえ、ご自身が制度に該当しているかご確認ください。

問合せ先：茨城大学学生支援センター (shien_soudan@ml.ibaraki.ac.jp)

令和6年度前学期授業料免除申請・手続確認フロー (R6.2.6時点)

★本フローの使用方法★

①R6年度時点の学種を「A.日本人学部生」「B.日本人大学院生」「C.私費外国人留学生」のいずれかから一つ選んでください。

②選んだ学種のフローチャートを進み、たどり着いた①～⑥の申請手続きについて大学ホームページより確認してください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicssupport/shinsei_exemption/index.html

★本フローの対象外となる方★

令和6年4月入学者は本申請の対象者ではありません。入学手続時の案内に沿って学費免除の手続を行ってください。

B.令和6年度時点で、日本人大学院生である

大学独自制度(免除・徴収猶予)

<申請手続きを確認>

④令和6年度大学院在学学生（日本人）である者

C.令和6年度時点で、私費外国人留学生である

(※「私費外国人留学生」とは日本国の法律（「出入国管理及び難民認定法」）に定められる「留学」の在留資格を有する者。在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」の者については、日本人学生のフローをご確認ください。)

令和5(2023)年度に入学した学部生又は修士（博士前期）課程の大学院生である

大学独自制度(免除・徴収猶予)

<申請手続きを確認>

⑤令和5年度入学の私費外国人留学生（博士後期課程を除く）である者

博士後期課程の大学院生又は令和4(2022)年度以前の学部生及び修士（博士前期）課程の大学院生である

大学独自制度(免除・徴収猶予)

<申請手続きを確認>

⑥ ⑤に該当しない私費外国人留学生である者

※このフロー図は、あくまで制度の概要を示すものであり、このフロー通りの制度に必ず該当しているとは限りません。必ず各制度の資料や授業料免除のしおりをご確認のうえ、ご自身が制度に該当しているかご確認ください。